

岩手県告示第 131 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 2 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 18 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 北上興業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町仙人 2 地割 14 番 1
    - ウ 代表者の氏名 小原博
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1577 号
  - (3) 処分の内容 電気工事業、管工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 18 日付けで電気工事業、管工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 25 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 中村建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町越喜来字杉下 15 番地 2
    - ウ 代表者の氏名 佐藤道夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－16）第 1758 号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 23 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 18 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 川村左官工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通三丁目 3 番 21 号
    - ウ 代表者の氏名 川村清一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 3078 号
  - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 17 日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 12 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社米内建設
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市野駄第 28 地割 2 番地
    - ウ 代表者の氏名 米内日出男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－14）第 4510 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 10 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 12 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社インテリア原
- イ 主たる営業所の所在地 花巻市二枚橋町北一丁目 50 番地
- ウ 代表者の氏名 原政久
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 6120 号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 11 日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 19 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ホクサン工業
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田田中 86 番地 31
- ウ 代表者の氏名 北村脩子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 7306 号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 19 日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 31 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社岩手特殊
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字一方井第 7 地割 209 番地 1
- ウ 代表者の氏名 三浦美智子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 9073 号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 31 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 22 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社ハウジング大船渡
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字久名畑 90 番地 6
- ウ 代表者の氏名 菊地泰二
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第 9685 号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 22 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 18 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社前田工業

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市松園二丁目 24 番 8 号

ウ 代表者の氏名 齊藤福美

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 9860 号

(3) 処分の内容 さく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 18 日付けでさく井工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 16 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社日本住設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市松園町 469 番地 5

ウ 代表者の氏名 継枝好四郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 40033 号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 16 日付けで大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 19 年 1 月 22 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社サングリーン

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区田原根木町 247 番地 16

ウ 代表者の氏名 小野寺満

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 60087 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 1 月 22 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。